

労務 ROAD

■子の看護休暇、介護休暇が時間単位で取得可能へ

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則が改正され、令和3年1月1日より、時間単位で取得できるようになります。

●改正のポイント

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・半日単位での取得が可能・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない	<ul style="list-style-type: none">・時間単位での取得が可能・すべての労働者が取得できる

※「時間」とは1時間の整数倍の時間です。労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

※法令では「中抜け」なしの時間単位休暇ですが、既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業様が「中抜け」なしの休暇とすることは労働者にとって不利益な労働条件変更となるので、ご注意ください。

●労使協定を締結する際の注意点

子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。

困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合って決定する必要があります。

●両立支援等助成金について

時間単位で利用できる有給の子の看護休暇制度や、介護休暇制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなどの要件を満たした事業主には、両立支援等助成金が支給される場合があります。

ご利用を検討される事業主様は、詳しくは弊所までお問合せください。

【厚生労働省 より】

■所員紹介（駒尺）

9月に新たに入所した駒尺と申します。前職ではハウスメーカーの営業事務を行っていました。未経験で、まだまだ右も左もわからない状態ですが、お客様のことを第一にお客様以上に親身になって仕事ができるよう、丁寧に一生懸命頑張っていきたいと思っております。



さて、簡単に自己紹介をしていききたいと思います。私は東大阪市出身で、大学ではアメリカンフットボールのマネージャーをしていました。アメリカンフットボールはまだ知名度は高くありませんが、準備をしっかりとすると日本一のチームにも勝つことが出来るスポーツです。

かなり白熱する試合は、西日本の日本一を決定する西日本決定戦と日本一のチームを決める甲子園ボウルです。双方とも勝ちへの執着心が強く頭脳戦なので、見ごたえがあります。今年はコロナで無観客試合ではありますが、地上波で放送されるようなのでリアルタイムで見ることが楽しみです。

VOL.723

(2011—4)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056

大阪市中央区久太郎町

1-9-26 船場 IS ビル 5F

TEL:06-6264-6264

FAX:06-6264-6265

H P: <https://k-s-j.net/>

編集担当：君野・木下・黒瀬

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

先月末「Go to トラベル」で湯郷温泉に行ってきました。今年はコロナで海外に行けないので、当分は国内を満喫しようかな??と考えています。が、来年春までには海外（一人旅）に行きたいですね。欧州は旅行者の入国を受け入れていますが、中東やアジアはまだまだ入国できない感じです。情報集めを頑張らないと!! (村橋)

11月 労務スケジュール

- ・労働時間適正化キャンペーン (11/1～11/30)
- ・職業能力開発促進キャンペーン (11/1～11/30)